

新（2020年4月版）	旧（2015年2月23日版）
<b>第2条【設計業務及び監理業務の進め方】</b> <p>5 設計業務については、受託者は、委託者に対し、<u>設計業務を遂行するうえで必要と認められる説明を適宜行うとともに、</u>設計業務の成果物に関し、説明を行い、これを提出する。</p>	<b>第2条【設計業務及び監理業務の進め方】</b> <p>5 設計業務については、受託者は、委託者に対し、設計業務の成果物に関し、説明を行い、これを提出する。</p>
<b>第3条【権利・義務の譲渡の禁止】</b> <p>委託者及び受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡しもしくは担保に供し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。</p>	<b>第3条【権利・義務の譲渡の禁止】</b> <p>委託者及び受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。</p>
<b>第4条【秘密の保持】</b> <p>委託者及び受託者は、<u>この契約を履行するうえで知り得た相手方の秘密を他人に漏らしてはならない。</u></p>	<b>第4条【秘密の保持】</b> <p>受託者は、<u>設計業務及び監理業務を行ううえで知り得た委託者の秘密を他人に漏らしてはならない。</u></p>
<b>第5条【著作権の帰属】</b> <p>成果物又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作物（著作権法第2条第1項第1号）に該当する場合（以下著作物に該当する成果物を「著作成果物」、著作物に該当する本件建築物を「本件著作建築物」という。）、その著作権（著作者人格権を含む。以下「著作権」という。）は、受託者に帰属する。</p>	<b>第5条【著作権の帰属】</b> <p>成果物又は成果物を利用して完成した建築物が著作物（著作権法第2条第1項第1号）に該当する場合（以下著作物に該当する成果物を「著作成果物」、著作物に該当する建築物を「著作建築物」という。）、その著作権（著作者人格権を含む。以下「著作権」という。）は、受託者に帰属する。</p>
<b>第5条の2【意匠権の登録等】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>委託者及び受託者は、本件建築物又は、成果物によって表現される建築物（それぞれの部分を含む。（以下「本件建築物等」という。））について、新たに意匠登録（意匠法第3条等）を受けようとする場合、相手方に対し、書面をもって通知し、あらかじめ承諾を得なければならない。</li> <li>委託者及び受託者は、本件建築物等について、自らが意匠登録している場合、又は第三者が意匠登録していることを知っている場合、相手方に対し、その旨を書面をもって通知しなければならない。</li> </ol>	
<b>第6条の2【意匠権の利用等】</b> <p>委託者及び受託者は、設計業務において、自ら又は第三者の登録意匠（意匠法第2条第3項）を利用する場合、意匠権の取扱いについて協議しなければならない。</p>	
<b>第7条【著作権・意匠権の譲渡禁止】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>受託者は、著作成果物及び著作建築物にかかる著作権を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合</li> </ol>	<b>第7条【著作権の譲渡禁止】</b> <p>受託者は、著作成果物及び著作建築物にかかる著作権を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合</p>

新（2020年4月版）	旧（2015年2月23日版）
<p>は、この限りでない。</p> <p><u>2 委託者及び受託者は、本件建築物等に係る委託者又は受託者が有する意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめこの契約の相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。</u></p>	<p>は、この限りでない。</p>
<p><b>第8条〔再委託〕</b></p> <p>2 受託者は、設計業務又は監理業務の一部を他の建築士事務所の開設者（建築士法第23条の3第1項及び法第23条の5）に委託することができる。この場合、受託者は、あらかじめ委託者に対し、その委託にかかる業務の概要、当該他の建築士事務所の開設者の氏名又は名称及び所在地並びに区分（一級、二級、木造）等を記載した書面を交付のうえ、委託の趣旨を説明し、承諾を得なければならない。</p>	<p><b>第8条〔再委託〕</b></p> <p>2 受託者は、設計業務又は監理業務の一部を他の建築士事務所の開設者（建築士法第23条の3第1項及び法第23条の5）に委託することができる。この場合受託者は、あらかじめ委託者に対し、その委託にかかる業務の概要、当該他の建築士事務所の開設者の氏名又は名称及び所在地並びに区分（一級、二級、木造）を記載した書面を交付のうえ、委託の趣旨を説明し、承諾を得なければならない。</p>
<p><b>第10条〔受託者の請求による設計業務又は監理業務の履行期間の延長及び業務報酬の増額〕</b></p> <p>1 受託者は、その責めに帰することができない事由により履行期間内に<u>設計業務</u>を完了することができないときは、委託者に対し、その理由を明示のうえ、必要と認められる履行期間の延長を請求することができる。</p> <p>2 受託者の責めに帰することができない事由により、工期が延長され又は工事が工期内に完了しない場合、受託者は、委託者に対し、監理業務報酬につき、理由を明示して、必要と認められる増額を請求することができる。</p>	<p><b>第10条〔受託者の請求による設計業務又は監理業務の履行期間の延長及び業務報酬の増額〕</b></p> <p>1 受託者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に<u>設計業務又は監理業務</u>を完了することができないときは、委託者に対し、その理由を明示のうえ、必要と認められる履行期間の<u>延長及び業務報酬の増額</u>を請求することができる。</p> <p>2 受託者の責めに帰すことができない事由により、工期が延長され又は工事が工期内に完了しない場合、受託者は、委託者に対し、監理業務報酬につき、理由を明示して、必要と認められる増額を請求することができる。</p>
<p><b>第11条〔設計業務及び監理業務の報酬の支払〕</b></p> <p>2 委託者の責めに帰することができない事由によって業務の履行をすることができなくなった場合、又はこの契約が履行の中途で終了した場合、受託者は、委託者に対し、既に遂行した各業務の割合に応じて各業務報酬を請求することができる。</p>	<p><b>第11条〔設計業務及び監理業務の報酬の支払〕</b></p> <p>2 委託者受託者双方の責めに帰すことができない事由により受託者が設計業務又は監理業務を行うことができなくなった場合、受託者は、委託者に対し、既に遂行した各業務の割合に応じて各業務報酬を請求することができる。</p>
<p><b>第12条〔受託者の債務の不履行責任〕</b></p> <p>1 委託者は、受託者がこの契約に定める債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、その効果がこの契約に定められているもののほか、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p> <p>2 債務の不履行が監理業務である場合については、前項の損害の賠償の請求は、本件建築物の工事完成引渡しの日から2年以内に行わなければな</p>	<p><b>第12条〔委託者・受託者の債務不履行責任〕</b></p> <p>1 委託者は、受託者がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、委託者に損害が生じたときは、受託者に対し、その賠償を請求することができる。ただし、受託者がその責めに帰すことができない事由によることを証明したときは、この限りでない。</p>

新（2020年4月版）	旧（2015年2月23日版）
<p><u>らない。</u></p> <p><b>第12条の2【委託者の債務の不履行責任】</b></p> <p>受託者は、委託者がこの契約に定める債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、その効果がこの契約に定められているもののほか、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、<u>その債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</u></p>	
<p><b>第13条【設計業務の成果物の内容に契約不適合があった場合の受託者の責任】</b></p> <p>1 受託者がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰すべき事由により、この契約に定める債務の本旨に従った履行をせず（以下「受託者帰責に基づく債務不履行」という。）それによって成果物の内容の全部又は一部が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しないこと（以下「受託者帰責に基づく債務不履行による成果物の契約不適合」という。）が成果物の交付を受けたのちに判明した場合、委託者は、受託者に対し、履行の追完を請求することができる。ただし、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。</p> <p>2 前項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をしても、その期間内に正当な理由なく履行の追完がないときは、委託者は、受託者帰責に基づく債務不履行による成果物の契約不適合の程度に応じて報酬額の減額を請求することができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、受託者帰責に基づく債務不履行による成果物の契約不適合について、前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかな場合、委託者は、受託者に対し、前項の催告をすることなく、受託者帰責に基づく債務不履行による成果物の契約不適合の程度に応じて報酬の減額を請求することができる。</p> <p>4 委託者は、受託者に対し、受託者帰責に基づく債務不履行による成果物の契約不適合によって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、委託者が本条第8項で定める通知をしなかったときは、当該通知をしていれば生じなかつたと認められる損害については、この限りでない。</p> <p>5 第1項から第4項に規定する請求は、本件建築物の工事完成引渡しの日から2年以内に行わなければならぬ。ただし、成果物の交付の日から10年を超えることはできない。</p> <p>6 前項の規定にかかわらず、受託者帰責に基づく債務不履行による成果物の契約不適合が、受託者</p>	<p>2 受託者は、委託者がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、受託者に損害が生じたときは、委託者に対し、その賠償を請求することができる。ただし、委託者がその責めに帰することができない事由によることを証明したときは、この限りでない。</p> <p><b>第13条【設計業務の成果物のかしに対する受託者の責任】</b></p> <p>1 委託者は、設計業務の成果物の交付を受けたのちにその成果物にかしが発見された場合、受託者に対して、追完及び損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償の請求については、そのかしが受託者の責めに帰することができない事由に基づくものであることを受託者が証明したときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の請求は、本件建築物の工事完成引渡後2年以内に行わなければならない（住宅品確法の適用がある新築住宅の場合は、同法が定めるかしについては成果物の交付の日から10年）。</p>

新（2020年4月版）	旧（2015年2月23日版）
<p>の故意又は重大な過失により生じた場合には、<u>第1項から第4項に規定する請求をすることができる期間は、成果物の交付の日から10年以内とする。</u></p> <p>7 第5項の規定にかかわらず、受託者帰責に基づく債務不履行による成果物の契約不適合が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第2条で定める住宅の新築の設計で、かつ同法施行令第5条で定める「構造耐力上主要な部分」もしくは「雨水の浸入を防止する部分」に関する設計内容のうち、構造耐力に影響のあるものもしくは雨水の浸入に影響のあるものに関して生じた場合には、第1項から第4項に規定する請求をできる期間は、成果物の交付の日から10年以内とする。</p> <p>8 委託者は、成果物の交付を受けたのちに、受託者帰責に基づく債務不履行による成果物の契約不適合があることを知ったときは、遅滞なく、当該契約不適合の内容を通知しなければならない。</p> <p>9 第4項ただし書き及び第8項の規定は、受託者が受託者帰責に基づく債務不履行による成果物の契約不適合があることを知っていたときは、適用しない。</p>	
<p><b>第14条〔委託者の解除権の行使〕</b></p> <p>1 委託者は、受託者に書面をもって通知して、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、受託者に不利な時期に委任を解除したときは又はこの契約が受託者の利益（専ら報酬を得ることによるものを除く。）をも目的とするときは、やむを得ない事由があったときを除き、受託者の損害を賠償しなければならない。</p> <p>2 委託者は、受託者に債務の不履行があった場合（委託者の責めに帰すべき事由によるときを除く。）において、受託者に書面をもって、委託者が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>3 委託者は、受託者が次の各号の一に該当する場合（委託者の責めに帰すべき事由によるときを除く。）には、前項の催告をすることなく、直ちに受託者に書面をもって通知してこの契約の全部を解除することができる。</p> <p>① 履行期限内に設計業務が完了しないと明らかに認められるとき。</p>	<p><b>第14条〔解除権の行使〕</b></p> <p>1 委託者は、次の各号の一に該当するときは、受託者に書面をもって通知してこの契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p>① 受託者の責めに帰すべき事由により、履行期限内に設計業務が完了しないと明らかに認められるとき。</p> <p>② 受託者の責めに帰すべき事由により、受託者がこの契約に違反し、委託者が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないととき。</p>

新（2020年4月版）	旧（2015年2月23日版）
<p>② この契約に定める協議が成立しないとき。</p> <p>③ 債務の全部の履行が不能であるとき。</p> <p>④ 受託者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。</p> <p>⑤ 債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。</p> <p>⑥ 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。</p> <p>⑦ 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。</p> <p>⑧ 受託者が以下の一にあたるとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。</li> <li>ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</li> <li>ハ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</li> </ul> <p>4 委託者は、受託者が次の各号の一に該当する場合、第2項の催告をすることなく、受託者に書面をもって通知してこの契約の一部の解除をすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 債務の一部の履行が不能であるとき。</li> <li>② 受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。</li> </ul>	<p>③ 受託者が以下の一にあたるとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。</li> <li>ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。</li> <li>ハ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</li> </ul> <p>④ 前各号のほか、受託者の責めに帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、委託者は、受託者の設計業務又は監理業務が完了するまでの間、いつでも受託者に書面をもって通知してこの契約の全部又は一部を解除することができる。</p>

新（2020年4月版）	旧（2015年2月23日版）
<p>5 委託者は、第2項、第3項又は前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を受託者に請求することができる。ただし、受託者の債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p> <p><b>第14条の2【受託者の解除権の行使】</b></p> <p>1 受託者は、委託者に書面をもって通知して、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、委託者に不利な時期に委任を解除したときは、やむを得ない事由があったときを除き、委託者の損害を賠償しなければならない。</p> <p>2 受託者は、委託者に債務の不履行があった場合（受託者の責めに帰すべき事由によるときを除く。）において、委託者に書面をもって、受託者が相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>3 受託者は、次の各号の一に該当する場合（受託者の責めに帰すべき事由によるときを除く。）は、前項の催告をすることなく、直ちに、委託者に書面をもって通知してこの契約の全部を解除することができる。</p> <p class="list-item-l1">① この契約に定める協議が成立しないとき。</p> <p class="list-item-l1">② 債務の全部の履行が不能であるとき。</p> <p class="list-item-l1">③ 委託者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。</p> <p class="list-item-l1">④ 債務の一部の履行が不能である場合又は委託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。</p> <p class="list-item-l1">⑤ 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、委託者が履行をしないでその時期を経過したとき。</p> <p class="list-item-l1">⑥ 前各号に掲げる場合のほか、委託者がその債務の履行をせず、受託者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行</p>	<p>5 委託者は、第2項、第3項又は前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を受託者に請求することができる。ただし、受託者の債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p> <p><b>第14条の2【受託者の解除権の行使】</b></p> <p>1 受託者は、委託者に書面をもって通知して、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、委託者に不利な時期に委任を解除したときは、やむを得ない事由があったときを除き、委託者の損害を賠償しなければならない。</p> <p>2 受託者は、委託者に債務の不履行があった場合（受託者の責めに帰すべき事由によるときを除く。）において、委託者に書面をもって、受託者が相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>3 受託者は、次の各号の一に該当するときは、委託者に書面をもって通知してこの契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p class="list-item-l1">① 委託者の責めに帰すべき事由により、履行期限内に設計業務が完了できないと明らかに認められるとき。</p> <p class="list-item-l1">② 委託者の責めに帰すべき事由により、委託者がこの契約に違反し、受託者が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないととき。</p>

新（2020年4月版）	旧（2015年2月23日版）
<p>がされる見込みがないことが明らかであるとき。</p> <p>⑦ 監理業務の段階において、第9条に基づき、受託者が委託者に対して履行期間の延長又は監理業務の報酬額の変更を求めたにもかかわらず、合理的な理由なく委託者がこれに応じないとき。</p> <p>⑧ 監理業務の段階において、理由の如何を問わず、工事請負契約が解除されたとき。</p> <p>⑨ 委託者が前条第3項第8号のイ、ロ又はハにあたるとき。ただし、受託者を委託者に読みかえるものとする。</p> <p>4 受託者は、委託者が次の各号の一に該当する場合、第2項の催告をすることなく、委託者に書面をもって通知してこの契約の一部の解除をすることができる。</p> <p>① 債務の一部の履行が不能であるとき。</p> <p>② 委託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。</p> <p>5 受託者は、第2項、第3項又は前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。ただし、委託者の債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p>	<p>③ 委託者が第1項第3号のイ、ロ又はハにあたるとき。ただし、受託者を委託者に読みかえるものとする。</p> <p>④ 前各号のほか、委託者の責めに帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。</p>
<p><b>第15条 [解除後の取扱い]</b></p> <p>1 第14条又は前条における契約解除の場合、解除後の取扱いについては、次の各号のとおりとする。</p> <p>① 委託者は、契約解除のときまでに受託者から交付されている成果物及び未完了の成果物（以下すでに受託者から交付されているこれらのものを「交付済み成果物等」という。）がある場合、これを利用することができる。</p> <p>② 前号において、交付済み成果物等が著作物に該当する場合、第5条から第7条までの規定中、「著作成果物」を「交付済み成果物等」と読み替えて適用する。ただし、委託者は、未完了の成果物について受託者の氏名を表示してはならない。</p> <p>2 第14条又は前条における契約解除の場合、交付済み成果物等のうち成果物として未完了のものについては、委託者は、追完、報酬減額及び損害賠償を請求することができない。</p>	<p><b>第15条 [解除の効果]</b></p> <p>1 前条における契約解除の場合、解除後の取扱いについては、次の各号のとおりとする。</p> <p>① 委託者は、契約解除のときまでに受託者から交付されている成果物及び未完了の成果物（以下すでに受託者から交付されているこれらのものを「交付済み図書」という。）がある場合、これを利用することができる。</p> <p>② 前号において、交付済み図書が著作物に該当する場合、第5条から第7条までの規定中、「著作成果物」を「交付済み図書」と読み替えて適用する。ただし、委託者は、未完了の成果物について受託者の氏名を表示してはならない。</p> <p>2 前条第1項における契約解除の場合、前項に定めるほか、委託者は、損害を受けているときは、その賠償を請求することができる。ただし、未完了の成果物について、委託者は、かしがある場合といえども、追完及び損害の賠償を請求することができない。</p> <p>3 前条第2項における契約解除の場合又は前条第</p>

新（2020年4月版）	旧（2015年2月23日版）
	<p><u>3 項で委託者の責めに帰すべき事由による契約解除の場合は、第1項に定めるほか、受託者は、損害を受けているときは、その賠償を請求することができる。</u></p> <p><u>4 前条における契約解除の場合、工事監理者を受託者とする官公署への届け出があるときは、委託者は、当該届け出を直ちに変更しなければならない。</u></p>
<b>第17条〔紛争の解決〕</b>	<b>第17条〔紛争の解決〕</b>
1 この契約に関して委託者と受託者との間に紛争を生じた場合には、訴えの提起又は民事調停法に基づく民事調停の申立てを行うことができる。	1 この契約に関して委託者受託者間に紛争を生じた場合には、訴えの提起又は民事調停法に基づく民事調停の申立てを行うことができる。
<b>第18条〔契約外の事項〕</b>	<b>第18条〔契約外の事項〕</b>
この約款に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者との間で協議して定める。	この約款に定めのない事項については、必要に応じて委託者受託者協議して定める。